

スキップキッズ FC 利用規約

第1条 名称

当クラブは、【スキップキッズフットボールクラブ】と称す。

第2条 目的

当クラブは、自分で進んで行動を起こせるようにスポーツ（サッカー）を通し導きます。各場面で「こんな時どうしたらいいと思う？」の問いかけをキーワードに【自律に必要な能力向上】を目指します。楽しさはもちろんのこと活動の中で真剣に勝負するメンタルにもフォーカスしています。このクラブの環境下で子どもたちが将来の自立へ向けた自律のための経験を積むことが最大の目的です。

第3条 構成

当クラブは、幼児クラス(未就学児クラス)、小学低学年クラス(小学 1～3 年生)、小学高学年クラス(小学 4～6 年生)、中学生クラスの 4 種類のカテゴリーで構成される。

第4条 活動期間

当クラブは、原則として毎年 4 月から翌年 3 月末までの 1 年間とする。原則として各カテゴリーとも金曜日に活動する。また、月 1 回（日程は未定）幼児クラスを開催する。4 月～10 月末の期間はウェルストーク豊岡多目的コート（屋外）を使用し、11 月～3 月末の期間は豊岡市立総合体育館（屋内）及び、県立但馬文教府体育館を使用する。4 月～10 月末の屋外環境下での活動時に雨天（少雨）だった場合でも、基本的に開催する。ただし、豪雨及び雷が発生している状況下では開催を中止とする。また、後日雨天振替日等設けることとするが、その決定及び日程調整は当クラブに一任すること。

第5条 年間登録

1. 当クラブへ参加する条件として必ず年間登録及び年会費の支払いを済ませること（*幼児クラス及び、中学生クラス参加者は除く）。
2. 当クラブの趣旨に賛同した者。子ども自身が「やってみたい！」の意志があること。
3. スポーツを行うのに適した健康状態であること。
4. 当クラブが定める本利用規約に同意し年間登録フォームから申し込みができること。

第6条 会費とシステム（年間登録料・参加費等）

当クラブの年間登録料は毎年度の支払いとする。年間登録料は開始時期にかかわらず一律 3,000 円とする。支払いは年間登録完了後、次回練習会参加時に会場にて集金するものとす

る。当クラブシステムは「行きたい！ときに参加」の利用形態で都度利用とし1回800円の参加費を徴収する。練習会参加にあたり参加希望者は、FSMDが運営するスキップキッズFCの部屋WEBサイトより事前の予約が必要である。予約後当日、会場にて原則子どもが練習開始前に専用参加費BOXに参加費を投入すること。尚、一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしかねる。

第7条 遵守事項

参加者は本規約を遵守すると共に、練習会会場での諸規則に従うものとする。

第8条 保険

当クラブは団体スポーツ安全保険に任意加入することができ、希望者は年間登録時に加入を選択し年間登録費と共に保険料を支払い、加入手続きは当クラブが行い管理する。尚、保険料は年間800円である。※詳しい補償内容は公益財団法人スポーツ安全協会のホームページ内にある【[スポーツ安全保険について](#)】にてご確認ください。

第9条 補償

当クラブへの参加者が練習中及び練習会会場への行き帰りで傷害を受けた場合は、スポーツ安全保険加入者のみ保険の範囲内で補償する。※対応手続きに関しては【[こちら](#)】からご確認ください。

第10条 負傷時の処置

当クラブへの参加者が負傷した場合には当クラブが応急処置を施すものとする。ただしその後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとし、当クラブは一切責任を負わないものとする。

第11条 免責

当クラブへの参加者は施設利用に関する諸規則及び施設管理者並びに指導者の指示に従って行動するものとし、これに違背して盗難、傷害等の事故が起こっても当クラブ及び指導者並びに施設管理者に対して、一切の傷害賠償を請求しないものとする。

第12条 個人情報・肖像権

下記別添の内容にて対応させていただきます。

【[個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて PDF](#)】

第13条 クラブからの情報提供

活動の中止や変更その他連絡事項はスキップ LINE 公式アカウントによる配信または当クラブホームページなどでお知らせするものとする。

第14条 細則

当クラブ規則に定めない事柄等必要な細則は、当クラブが定めるものとする。

第15条 施行

本規約は、2024年4月11日より施行される。

令和3年4月7日

令和5年4月13日改定

令和6年4月11日改定

[スキップキッズFC事務局](#)